

# インターネット接続サービス 安全・安心マークについて



インターネット接続サービス安全・安心マーク推進協議会

<http://www.isp-ss.jp/>

2014年7月現在

# 協議会・審査委員会

## ■ 協議会

- 構成団体
  - 一般社団法人テレコムサービス協会 (TELESA)
  - 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 (JAIPA)
  - 一般社団法人電気通信事業者協会 (TCA)
  - 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 (JCTA)
- 会長 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 会長 渡辺武経
- 副会長 一般社団法人テレコムサービス協会 会長 是枝伸彦
- 審査委員長 英知法律事務所 弁護士 森亮二
- 事務局 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会事務局内
- オブザーバ
  - 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 データ通信課
  - 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政課
  - 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課
  - 総務省 情報流通行政局 情報セキュリティ対策室

## ■ 審査委員会

- 委員長 森 亮二 英知法律事務所 弁護士
- 構成員
  - 加藤 真代 生活評論家
  - 浦川 有希 国民生活センター 相談情報部 相談第2課長
  - 木下 宏揚 神奈川大学 工学部教授
  - 丸橋 透 一般社団法人テレコムサービス協会 サービス倫理委員会 委員長
  - 奥山 八州夫 一般社団法人電気通信事業者協会 専務理事
  - 立石 聡明 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 副会長
  - 田村 仁一 有限責任監査法人トーマツ エンタープライズリスクサービス部 パートナー
- 事務局 一般社団法人テレコムサービス協会事務局内

# 経緯

- インターネットが一部の人のツールである時代は過ぎ、すでに国民のツールとなっている中、ISPには、一般消費者に安全かどうかの判断材料として提供することが求められるのではないか  
→ 地域ISP中心に「インターネット接続サービス事業者認証制度」検討
- 総務省データ通信課に提案。データ通信課を通じ、電気通信技術システム課とも検討。
- 2002年1月23日 第1回インターネット接続サービス安全・安心マーク推進協議会準備会開催。
- 2002年6月27日 「インターネット接続サービス安全・安心マーク」制度創設につき、報道発表。
- 2002年7月25日 一次審査受付開始。
- 当初のJAIPA・TELESAの2団体運営から、2004年にTCA、2013年にJCTAが参画。オブザーバ(総務省)に消費者行政課、情報セキュリティ対策室も参画。

# 審査内容・審査方法

## 審査内容

1. セキュリティポリシーの確立及び監査制度の導入
2. システムのセキュリティレベル
3. トラブル発生時の対応体制の確立
4. 利用者向け契約約款等の整備と公表
5. ユーザ対応体制の整備
6. 利用者に対する周知・啓発等の取組み
7. 個人情報保護に関する取組み

## 審査方法

- 一次審査は随時受付  
JAIPA・TELESA・TCAの3カ所で受付けて一次審査実施
- 一次審査合格後、二次審査  
年3回(3月・7月・11月)二次審査実施  
二次審査合格後、通知・マーク付与
- 審査料金

審査料金	80,000 円	使用許諾申請書の提出時まで
更新審査料金	60,000 円	使用許諾更新申請書の提出時まで
マーク年間使用料金	20,000 円	合格通知書を受け取った日から起算して1ヶ月以内

# 審査基準

- 基本的な考え方

この審査基準は、インターネット接続サービス安全・安心マーク運用管理規程に基づき、一般利用者が安心してインターネット接続サービスを利用し得る事業環境の整備推進という、安全・安心マーク普及促進の主旨に則り、インターネット接続サービス事業者の事業に関わるセキュリティ体制、サービス提供条件の透明性及び利用者への適切な対応を重視し、次の審査項目から構成される。

- 審査項目

- 1 セキュリティポリシーの確立及び監査制度の導入

セキュリティポリシーの策定を確認し、その運用についての監査がなされているかを審査する。

- 2 システムのセキュリティレベル

システムのセキュリティレベルが一定の基準を満たしているかを審査する。

- 3 トラブル発生時の対応体制の確立

最高責任者を置き、責任体制、指揮命令が円滑となる組織が、セキュリティポリシー等に基づき確立されているか、又、ユーザ対策について、適切に機能しているかどうかを審査する。

- 4 利用者向け契約約款等の整備と公表

契約約款、及びそれに準じる利用者に対して提供する書類が適切であることを審査する。

- 5 ユーザ対応体制の整備

ヘルプデスク、その他のユーザ対応体制が整備されているかを審査する。

- 6 利用者に対する周知・啓発等の取組み

セキュリティ対策及びその他について、利用者に対し、適切に周知啓発されているかを審査する。

- 7 個人情報保護に関する取組み(※2005年6月の二次審査より適用)

個人情報保護のための体制・取組み状況を審査する。

# 審査項目①

審査点に「必須」がついている項目は、その要件を満たす必要があります。点数は、その要件を満たしている場合に与えられる推奨点数です。必須25項目、推奨122点中91点以上(更新審査の場合、必須26項目、推奨117点中91点以上)を獲得する事でマーク使用許諾申請に合格します。

項目	審査点	更新審査点	確認方法
<b>1 セキュリティポリシーの確立及び監査制度の導入</b>			
<b>1-1 セキュリティポリシー(又はそれに相当する内部規程)、及び監査体制が確立されていること</b>			
1-1-1 以下の内容が盛り込まれたセキュリティポリシー(又はそれに相当する内部規程)の有無を確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティポリシーの基本方針並びに適用範囲</li> <li>・組織と体制</li> <li>・重要情報と保護対策(情報機器廃棄時の対策を含む)</li> <li>・評価と見直し</li> <li>・法令遵守,違反に対する対応</li> <li>・運用と教育</li> </ul>	<b>必須</b>		書面による当該文書の提出
1-1-2 過去1年以内に、セキュリティポリシー(又はそれに相当する内部規程)による監査が行われたことの確認(監査すべき項目については、別途定める監査項目について網羅してはならない)	<b>5点</b>	<b>必須</b>	直近の監査報告書の提出
1-1-3 セキュリティポリシー(又はそれに相当する内部規程)の見直し・変更規程があり、規程に沿って見直されていることの確認	<b>3点</b>		担当責任者による署名押印
1-1-4 セキュリティポリシー(又はそれに相当する内部規程)は、しかるべき責任者の承諾を得ていることの確認	<b>3点</b>		担当責任者による署名押印
<b>1-2 従業員に対して、セキュリティに対する適切な啓発活動を行っていること</b>			
1-2-1 従業員に対し、セキュリティに関する啓発活動を行う体制ができていることの確認	<b>3点</b>		担当責任者による署名押印

# 審査項目②

2 システムのセキュリティレベル		
<b>2-1 必要なセキュリティ対策がほどこされているか</b>		
2-1-1 インターネット接続サービスを提供するために使用されている、主な、DNSサーバ、メールサーバ、Webサーバ、認証サーバ、ルータについて、別途定めるセキュリティ診断項目に記載の対策を施してあることの確認	必須	申請書提出日の3ヶ月以内に行われた診断結果書類の提出
2-1-2 施設への立ち入りは、適切な権限を持つものに限定されていることの確認	必須	担当責任者による署名押印
2-1-3 管理者権限を持ったアクセスは限定されていることの確認	必須	担当責任者による署名押印
<b>2-2 セキュリティ対策の見直しが定期的に行われているか</b>		
2-2-1 セキュリティ対策の見直し、及び定期的な診断を行っていることの確認	5点	担当責任者による署名押印
<b>2-3 システムのメンテナンスについて、管理基準が確立されており、かつ、それに基づき作業が行われているか</b>		
2-3-1 施設設置環境の変更・保全、ハード・ソフトウェアの導入・変更、及びバックアップ作業等についての管理基準が確立されていることの確認	5点	書面による当該文書の提出
2-3-2 その管理基準に従った作業が行われていることの確認	5点	担当責任者による署名押印

# 審査項目③

3 トラブル発生時の対応体制の確立		
3-1 障害発生時の体制が適切であるか		
3-1-1 障害発生時における連絡体制がきちんと決められていることを確認	必須	書面による当該文書の提出
3-1-2 障害発生時の対応責任者が適切に定められていることを確認	3点	担当責任者による署名押印
3-1-3 基幹システム機器の設置場所に、消火、防火設備が整っていることの確認	5点	担当責任者による署名押印
3-1-4 基幹システム機器の設置場所が、水害等に起因する水の侵入による被害を受けないようになっていることの確認	5点	担当責任者による署名押印
3-1-5 以下に挙げるシステム・データのバックアップが適切に取られていることの確認 * 顧客のアカウント管理情報、及び課金情報 * 顧客が登録したデータ類	5点	担当責任者による署名押印
3-1-6 バックアップからの復旧手順が定められていることの確認	5点	書面による当該文書の提出
3-1-7 バックアップされたデータが基幹システム設置場所とは物理的に離れた場所に保管されていることの確認	5点	担当責任者による署名押印
3-1-8 停電が発生した場合、必要な電源の確保がされていることの確認	3点	担当責任者による署名押印
3-2 障害発生対策マニュアル等の書類が適切に策定されているか		
3-2-1 障害発生時における対策マニュアルの有無の確認	必須	書面による当該文書の提出
3-3 障害の発生をアナウンスする体制が適切であるか、またアナウンスを適切に行っているか		
3-3-1 障害発生について、その内容や障害時間を顧客にアナウンスしていることの確認	必須	書面による当該文書の提出、またはWebの提示
3-3-2 障害発生アナウンスの責任者が適切に定められていることの確認	3点	担当責任者による署名押印

# 審査項目④

4 利用者向け契約約款等の整備と公表		
4-1 契約時における契約約款の提示が適切であるか		
4-1-1 会員に契約約款を提供していることの確認	必須	書面による当該文書の提出
4-1-2 契約時に契約約款の閲覧ができるようになっていることの確認	必須	書面による当該文書の提出、またはWebの提示
4-1-3 常時Web上で契約約款や会員規程が閲覧できる状態になっていることの確認	5点	Webの提示
4-2 サービスの種類、運用基準、退会等についての記載が適切であるか		
4-2-1 サービスの内容についての広告や紹介は、その提供条件が明確に理解できるものであり、かつ、利用を受け付けるためのWebページ及び書類は、サービスの種類を明確に選択できる書式となっていることの確認	5点	書面による当該文書の提出、またはWebの提示
4-2-2 会員が退会を希望した場合、退会の方法について適切に記載されていることの確認	必須	書面による当該文書の提出、またはWebの提示
4-2-3 会員に対して禁止行為が規定されており、違反者に対する措置が明記されていることの確認	5点	書面による当該文書の提出、またはWebの提示
4-3 サービスの変更に係る手続は適切であるか		
4-3-1 サービスの変更に係る処理について、会員が容易に行えるようになっていることの確認	5点	書面による当該文書の提出、またはWebの提示
4-3-2 サービスの変更に係る手続において、変更適用期日が明示されていることの確認	3点	書面による当該文書の提出、またはWebの提示
4-4 契約約款の変更に係る手続は適切であるか		
4-4-1 会員に対し、重要な影響を及ぼす契約約款、及び料金の変更をする際には、会員に対する十分な周知の期間が設けられていることの確認	必須	担当責任者による署名押印

# 審査項目⑤

<b>5 ユーザー対応体制の整備</b>		
<b>5-1 ヘルプデスクの設置は適切に行われているか</b>		
5-1-1 ユーザー対応の窓口は用意されているか、また、電話、Fax、メール等複数のチャネルからアクセスできるようになっていることの確認	<b>必須</b>	書面による当該文書の提出、またはWebの提示
5-1-2 適切な電話回線数を用意しており、通常時にユーザーサポートが円滑に行われる状態にあることの確認	<b>5点</b>	担当責任者による署名押印
5-1-3 ユーザー対応業務のフローとマニュアルが整備されていることの確認	<b>5点</b>	担当責任者による署名押印
5-1-4 会社の代表電話とユーザー対応窓口の電話番号が別途用意されていることの確認	<b>3点</b>	書面による当該文書の提出、またはWebの提示
5-1-5 ユーザー対応の履歴がきちんと残っていることの確認	<b>3点</b>	担当責任者による署名押印
<b>5-2 サービス停止予告等のアナウンスは適切に行われているか</b>		
5-2-1 サービス停止の予告等がきちんとアナウンスされていることの確認	<b>5点</b>	書面による当該文書の提出、またはWebの提示
<b>6 利用者に対する周知・啓発等の取組み</b>		
<b>6-1 会員に対して基礎的なセキュリティの啓発を行っているか</b>		
6-1-1 会員に対して、ネット利用時において、以下に例示するような基礎的なセキュリティ情報を提供していることの確認 ・クレジットカード番号や個人情報等を送信する場合の注意事項 ・認証パスワードの保護 ・詐欺、取引上のトラブル例 ・基礎的なウィルス対策方法 ・常時接続時の注意事項	<b>必須</b>	書面による当該文書の提出、またはWebの提示
<b>6-2 会員に対して最新のセキュリティ関連情報を提供しているか</b>		
6-2-1 会員に対して、最新のウィルスの情報を発信していることの確認	<b>必須</b>	書面による当該文書の提出、またはWebの提示
6-2-2 会員に対して、最新のインターネット上のセキュリティ情報を発信していることの確認	<b>必須</b>	書面による当該文書の提出、またはWebの提示

# 審査項目⑥

6 利用者に対する周知・啓発等の取組み		
6-1 会員に対して基礎的なセキュリティの啓発を行っているか		
6-1-1 会員に対して、ネット利用時において、以下に例示するような基礎的なセキュリティ情報を提供していることの確認 ・クレジットカード番号や個人情報等を送信する場合の注意事項 ・認証パスワードの保護 ・詐欺、取引上のトラブル例 ・基礎的なウィルス対策方法 ・常時接続時の注意事項	必須	書面による当該文書の提出、またはWebの提示
6-2 会員に対して最新のセキュリティ関連情報を提供しているか		
6-2-1 会員に対して、最新のウィルスの情報を発信していることの確認	必須	書面による当該文書の提出、またはWebの提示
6-2-2 会員に対して、最新のインターネット上のセキュリティ情報を発信していることの確認	必須	書面による当該文書の提出、またはWebの提示

# 審査項目⑦

7 利用者に対する周知・啓発等の取組み		
7-0 主務大臣により改善命令を受けていないことの確認		
7-0-1 主務大臣により改善命令を受けていないことの確認	必須	個人情報保護管理者本人の署名押印
7-1 安全管理に係る取組みを適切に行っているか(0点の場合は不合格)		
7-1-1 個人情報へのアクセスの管理について、以下の具体的な取組みを行っていることの確認 ・アクセス権限者の限定(異動・退職した社員のアカウント管理処理を含める) ・アクセス状況の監視体制の整備(アクセスログの長期保存等) ・個人情報へのアクセスが可能な部屋への入退室管理	0-5点	書面による当該文書の提出
7-1-2 個人情報の持ち出し手段の制限について、コンピュータなど、機器から外部記憶媒体への記録の禁止等、具体的な取組みを行っていることの確認	0-5点	書面による当該文書の提出
7-1-3 個人情報が保存されているコンピュータなど、機器に対して外部からのアクセス防止のための措置について具体的な取組みを行っていることの確認	0-5点	書面による当該文書の提出
7-2 個人情報保護管理者を設置し、必要な内部規定を策定しているか		
7-2-1 個人情報保護管理者を適切に定めていることの確認	必須	個人情報保護管理者本人の署名押印
7-2-2 個人情報を保護するために以下の必要な内部規程を策定していることの確認 ・取得の制限・適正な取得 ・利用目的の特定・利用目的による制限 ・従業者および委託先の監督など	必須	書面による当該文書の提出
7-3 従業者に対する必要な教育研修を適切に行っているか		
7-3 派遣労働者を含む従業者(正社員、契約社員、嘱託社員、パートタイマー、アルバイト等)及び役員に対して適切な教育研修を「年1回以上」行っていることの確認	必須	個人情報保護管理者による署名押印
7-4 プライバシーポリシーを策定し、公表しているか		
7-4-1 プライバシーポリシーを策定し、公表していることの確認	必須	Webの提示
7-5 個人情報の取扱いに関する苦情などを適切かつ迅速に処理しているか		
7-5-1 個人情報の取扱いに関する苦情(不平不満)に対して処理手続きが策定され、苦情対応の窓口を設けて適切かつ迅速な処理をしていることの確認	必須	書面による当該文書の提出
7-5-2 本人から、当該本人が識別される個人情報の開示を求められた場合、遅滞なく応じる手続きが策定され、手続きの仕方が公表されていることの確認	必須	書面による当該文書の提出およびWebの提示
7-6 情報漏えい等が発生した場合の措置を策定しているか		
7-6-1 個人情報の漏えいが発生した場合、事実確認を本人に速やかに通知する措置を策定していることの確認	必須	書面による当該文書の提出
7-6-2 個人情報の漏えい等が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から可能な限り、事実関係、その他有用な情報を公表する措置を策定していることの確認	必須	書面による当該文書の提出
7-6-3 個人情報漏えい等が発生した場合に、漏えい等に係る事実関係を総務省に報告する措置を策定していることの確認	必須	書面による当該文書の提出

(注)7-1-1～7-1-3については、内容により5～0点(0点は不合格)(基準は非公表)

# 監査項目規程

審査項目1-1-2「過去1年以内に、セキュリティポリシー、又はそれに相当する内部規程による監査が行われた事の確認」を具体的に規定。

## ○ 監査項目

セキュリティポリシーあるいはそれに相当する内部規程(以下「ポリシー」という。)の基本方針並びに適用範囲

- ポリシーに策定された基本方針に沿ってオペレーションが行われていたか
- 障害内容がポリシーに則って記録されていたか
- パスワード管理が適切にされていたか
- ポリシーの適用範囲によって、オペレーションがなされていたか

組織と体制

- 管理者をはじめ、経営者がポリシーを理解し、その遵守に努めるよう指示していたか
- ポリシーを遵守するための体制ができているか
- 重要情報と保護対策(情報機器廃棄時の対策を含む)
- 管理されるデータのリストアップと重要度の区分が遵守されていたか
- データへのアクセスコントロールが適切になされていたか
- バックアップ対策が遵守されていたか
- データ保護の方法が遵守されていたか
- データ保管機器廃棄時の処分方法が遵守されていたか
- ハードウェアの設置状況、保守が遵守にされていたか

評価と見直し

- ポリシーの評価と見直しが、規程に沿って行われたか

法令遵守,違反に対する対応

- 法令に違反した事例があった場合に、適切に対応されていたか

運用と教育

- ポリシーに沿った運用を遵守するための教育が、従業員に対して行われたか
- 外部委託管理が適切になされているか
- セキュリティ対策や、ユーザー対応などについて、外部委託されている場合には、適切な委託契約を結んでいるか

## ○ 監査方法

全項目について、セキュリティポリシー、又はそれに相当する内部規程などに従い、適切に運用されているかどうかを確認する。

1回の監査で全てを網羅する必要はないが、1年以内に全て網羅すること。なお監査主体が外部機関である必要はない。

# セキュリティ診断

## ○診断項目

システムのセキュリティ診断を行うにあたり、日々、新しいセキュリティ上の問題が発生するため、固定的な診断項目を設定することは困難である。そこで、セキュリティ上の問題について日々更新され信頼おけるものとして、CVEおよびCERTの脆弱性データベースに記載されているものを基準とする。中でも、以下を重点的に診断することとする。

- DNSシステムソフトについて、そのバージョンが適切である、あるいは適切なセキュリティ対策、及び設定を施して運用されているか。
- Webサーバソフトについて、そのバージョンが適切である、あるいは適切なセキュリティ対策、及び設定を施して運用されているか。
- メール送信システムソフトについて、そのバージョンが適切である、あるいは適切なセキュリティ対策、及び設定を施して運用されているか。
- メール受信システムソフトについて、そのバージョンが適切である、あるいは適切なセキュリティ対策、及び設定を施して運用されているか。
- 接続認証ソフトについて、そのバージョンが適切である、あるいは適切なセキュリティ対策、及び設定を施して運用されているか。
- 接続機器について、そのOSのバージョンが適切であるか、あるいは適切なセキュリティ対策、及び設定を施して運用されているか。
- 遠隔ログインソフトについて、そのバージョンが適切である、あるいは適切なセキュリティ対策、及び設定を施して運用されているか。
- その他利用しているアプリケーションソフトにおいて、そのバージョンが適切であるか、あるいは適切なセキュリティ対策、及び設定を施して運用されているか。
- その他適切なアクセス制御を施して、不要なサービスを提供していないか。

## ○診断方法

日々更新される診断項目について診断するために、ベンダーなどから提供される診断ツールを用いる。

- 申請書提出の注意点：
  - 1) 今後脆弱性診断は、CVSS v2 の基本評価基準 (Basic Metric) (以下CVSS基本値)に対応したソフトウェア、もしくはサービスを使用して脆弱性診断を行うこと、また、発見された脆弱性の深刻度の指標としてCVSS基本値が報告書に記載されることを条件とする。
  - 2) 深刻度がCVSS基本値7.0以上 (Level III: 危険)の脆弱性については、これらが検出されないか、報告書提出時までこれが解消されていないなければならない。
  - 3) 深刻度がCVSS基本値4.0以上 (Level II: 警告)の脆弱性については、検出された全ての項目について、事業者がそれらの脆弱性を認識し、報告書提出時迄に自社のネットワーク運用環境を鑑みて、十分な検討・配慮がなされた事を示す責任者の意見書の提出を必要とする。
  - 4) CVSSへの対応については、現在推奨されている脆弱性診断ソフト及びサービスについて調査したところ6つ全てが対応可能であることを確認しているが、事業者によっては、推奨外もしくは最新版でないソフトを利用しているケースもあると考えられるため、2010年3月より1年を移行期間として設ける。

# 安全・安心マーク取得サービス一覧①

No.	サービス名	会社名
1	OCN	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
2	@nifty(アット・ニフティ)	ニフティ株式会社
3	群馬インターネット	群馬インターネット株式会社
4	北関西ジャパネット	近畿コンピュータサービス株式会社
5	au one net(エーユーワンネット)	KDDI株式会社
6	TOKAIネットワーククラブ	株式会社ザ・トーカイ
7	ぷらら	株式会社NTTぷらら
8	TikiTikiインターネット	株式会社エヌディエス
9	SYNAPSE(シナプス)	株式会社グッドコミュニケーションズ
10	So-net	ソネットエンタテインメント株式会社
11	iTSCOM.net	イツツ・コミュニケーションズ株式会社
12	@T COM(アットティーコム)	株式会社TOKAIコミュニケーションズ
13	三重インターネットサービス	三重データ通信株式会社
14	両毛インターネット	株式会社サンライズシステムズ
15	インターネット高知	株式会社高知システムズ
16	7-dj(セブン・ディ・ジェイ)	株式会社富士通東北システムズ
17	U-netSURF	ユニアデックス株式会社
18	tcp-ip	株式会社TCP
19	テレビ鳴門	株式会社テレビ鳴門
20	BIGLOBE	NECビッグロブ株式会社
21	TOKAIコミュニケーションズCATVインターネット	株式会社TOKAIコミュニケーションズ
22	MCNケーブルインターネット	宮崎ケーブルテレビ株式会社
23	ZAQインターネット接続サービス	株式会社テクノロジーネットワークス
24	avis	株式会社電算

## 安全・安心マーク取得サービス一覧②

No.	サービス名	会社名
25	JANISネットワーク	株式会社長野県協同電算
26	WAKWAK	株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー
27	ASAHIネット	株式会社朝日ネット
28	ハイホー	株式会社ハイホー
29	aikis	株式会社サイバーリンクス
30	N-plus	株式会社グローバルネットコア
31	OCTインターネットサービス	大分ケーブルテレコム株式会社
32	UCVネット	株式会社上田ケーブルビジョン
33	ドリーム・トレイン・インターネット	株式会社ドリーム・トレイン・インターネット
34	生協インターネット	株式会社パーシティウェブ
35	ケイ・オプティコム インターネット接続サービス	株式会社ケイ・オプティコム
36	道新オーロラネット	株式会社道新メディック
37	HITWave	北陸コンピュータ・サービス株式会社
38	かもめインターネット	株式会社ネットフォレスト
39	Tigers-net.com	アイテック阪神株式会社
40	ポテト インターネット接続サービス	旭川ケーブルテレビ株式会社
41	ichan-NET	株式会社いちほらコミュニティー・ネットワーク・テレビ
42	AYU-NET	厚木伊勢原ケーブルネットワーク株式会社
43	incl	株式会社石川コンピュータ・センター
44	EASTCOM-NET	株式会社イースト・コミュニケーションズ
45	CTTネット	株式会社ケーブルテレビ富山
46	コーラルネット	トナミ運輸株式会社
47	ひみHinet	能越ケーブルネット株式会社
48	高岡ケーブルネットワーク	高岡ケーブルネットワーク株式会社

## 安全・安心マーク取得サービス一覧③

No.	サービス名	会社名
49	TSTNet	となみ衛星通信テレビ株式会社
50	てれくまねっと	熊谷ケーブルテレビ株式会社
51	BAN-net	BAN-BANテレビ株式会社
52	@コマネット	株式会社テレビ小松
53	ケーブルインターネットb-net	KCVコミュニケーションズ株式会社
54	明石ケーブルテレビ	株式会社明石ケーブルテレビ
55	ケーブルワン	株式会社ケーブルワン
56	Kネット	Kビジョン株式会社
57	宇都宮ケーブルテレビ	宇都宮ケーブルテレビ株式会社
58	CTYインターネット接続サービス	株式会社シー・ティー・ワイ
59	にらい	沖縄ケーブルネットワーク株式会社
60	出雲ケーブルビジョン インターネット接続サービス	出雲ケーブルビジョン株式会社
61	CC9インターネットサービス	ケーブルテレビ株式会社
62	愛・ネット	株式会社ふれあいチャンネル
63	RUNLANインターネット接続サービス	株式会社帯広シティーケーブル
64	Kブロードインターネット	株式会社KCN京都
65	アイタイネット	ひまわりネットワーク株式会社
66	アイ・キャンインターネット	株式会社アイ・キャン
67	CTBインターネットサービス	シーティービーメディア株式会社
68	KCN-Net	近鉄ケーブルネットワーク株式会社
69	いなテレZAQ	伊那ケーブルテレビジョン株式会社
70	NICE TVインターネット接続サービス	株式会社新川インフォメーションセンター
71	t-netインターネット接続サービス	多摩ケーブルネットワーク株式会社
72	ケーブルインターネットサービス NCN@NetHome	日本海ケーブルネットワーク株式会社

## 安全・安心マーク取得サービス一覧④

No.	サービス名	会社名
73	C-ableインターネットサービス	山口ケーブルビジョン株式会社
74	ケーブルインターネット「すこう@NetHome」	須高ケーブルテレビ株式会社
75	TVK・ZAQインターネット接続サービス	株式会社テレビ岸和田
76	TVK・SCSインターネット接続サービス	株式会社テレビ岸和田
77	Ca-net	株式会社ひろしまケーブルテレビ
78	icvインターネットサービス	井原放送株式会社
79	キビネット接続サービス	株式会社吉備ケーブルテレビ
80	マーブルネット	山陰ケーブルビジョン株式会社
81	MeCha	株式会社ケーブルネット鈴鹿
82	ほたるネット	矢掛放送株式会社
83	Tamatele-net	玉島テレビ放送株式会社
84	らーばんねっとインターネット接続サービス	株式会社千葉ニュータウンセンター
85	ANC-Net	あづみ野テレビ株式会社
86	MINDインターネット接続サービス	三菱電機情報ネットワーク株式会社
87	あさがおネット	株式会社あさがおテレビ
88	TTV-NET	株式会社多摩テレビ
89	JCVネット	上越ケーブルビジョン株式会社
90	JCNインターネット	株式会社JCNコアラ葛飾
91	oniNet	岡山ネットワーク株式会社
92	FITWeb	北電情報システムサービス株式会社
93	CNAインターネットサービス	株式会社秋田ケーブルテレビ
94	menet(みねっと)	株式会社嶺南ケーブルネットワーク
95	TVM-Net(ティー・ブイ・エム・ネット)	株式会社テレビ松本ケーブルビジョン
96	HAGINET	萩ケーブルネットワーク株式会社

## 安全・安心マーク取得サービス一覧⑤

No.	サービス名	会社名
97	石見ケーブルビジョン	石見ケーブルビジョン株式会社
98	MCATインターネット	三原テレビ放送株式会社
99	Chukaiインターネット	株式会社中海テレビ放送
100	丹南つうしんネット	丹南ケーブルテレビ株式会社
101	NET296	広域高速ネット二九六
102	共立コンピューターインターネットサービス(OKBNET)	共立コンピューターサービス株式会社
103	MMネットインターネット	美方ケーブルネットワーク株式会社
104	イーネット	株式会社愛媛CATV
105	K-CAT・ZAQインターネット接続サービス	株式会社ケイ・キャット
106	GMOとくとくBB	GMOインターネット株式会社
107	ccsnetサービス	株式会社シティーケーブル周南
108	いわみインターネット	株式会社マイメディア
109	IC-NET	株式会社IC-NET
110	Baycom WiMAX	株式会社ベイ・コミュニケーションズ
111	CANET	射水ケーブルネットワーク株式会社
112	エヌ・シー・ティ	株式会社エヌ・シー・ティ

※ マーク使用許諾管理番号順に記載

# 今後の安全・安心マークについて

- 定期的な制度見直し・充実  
安全・安心マークの認知度向上  
審査内容の適正化・効率化を図る
- 安全・安心マーク取得会社の利便向上  
セキュリティ関係等のMLを利用した情報発信等を図る
- 普及啓発活動の充実  
事業者に必要な情報等のWebコンテンツの充実を図る  
個人向け講習会の企画・実施